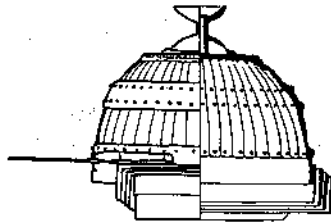


紀 要

第 4 号



1990. 12

財団法人 滋賀県文化財保護協会

15. 大宮遺跡出土の木製品について

仲 川 靖

1. はじめに

大宮遺跡は、守山市欲賀町の北部に位置する遺跡で、周辺には、弥生時代前期から鎌倉時代にかけての複合遺跡である山賀遺跡、欲賀西遺跡のほか、平安時代から鎌倉時代にかけての集落跡がある杉江東遺跡、中世の城館と考えられている欲賀城跡がある。

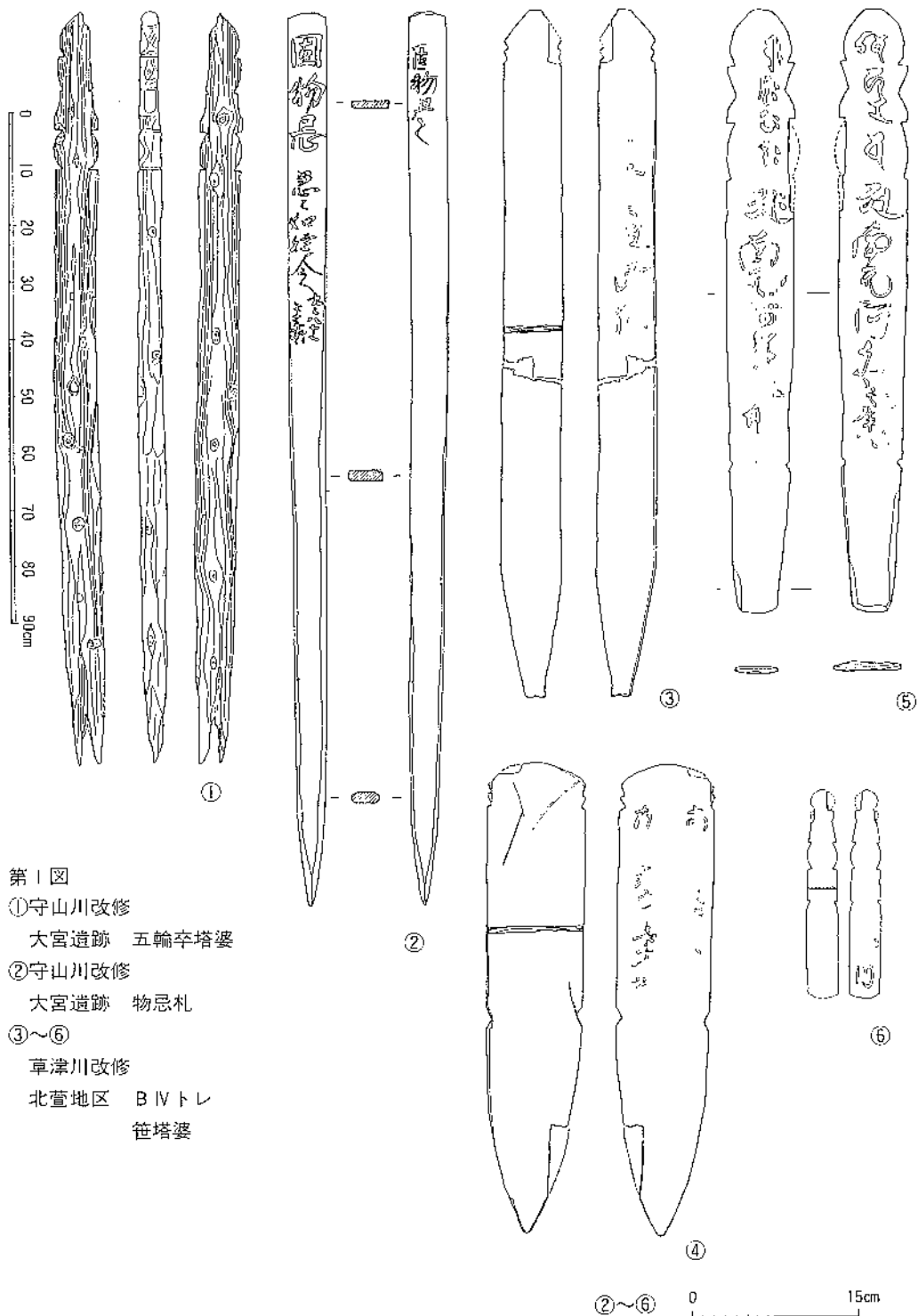
今回の調査は新守山川河川改修に伴う一連の発掘調査である。すでに浜街道より琵琶湖岸までは水資源開発関連事業で調査が終了している。昭和63年度より浜街道以東の調査が引き継がれて行われ、鎌倉時代の掘立柱建物等の集落跡が検出されている。また、今回の調査地の3トレンチ、4トレンチの南側幅5mの範囲は、昭和63年に守山市教育委員会により暫定通水路として調査が行われており、多数の土器、木製品の出土が認められている。⁽¹⁾

調査地は、現在ある山賀川と平行する形で周辺田面より低い状況にある。山賀川は、いわゆる農業用水路程度の幅1.5m～2mほどのもので、梅雨時の増水時になると周辺の水田、道路が水没する状況で、これを解消するために川を新設するものである。山賀川の上流部は大林町以東は不明で、旧野洲川の覆流水から発するものと考えられる。

調査の結果、上流部の1トレンチでは、15世紀頃の柱穴、土坑等が検出され周辺に当該期の集落跡があるとみられる。また2トレンチから4トレンチにかけては、トレンチの大半をほぼ山賀川の流路と平行して流れる幅約10m以上、深さ約1.8mの旧河道が検出された。トレンチの陸部では、旧河道に落ちる溝跡3条と土坑状遺溝を検出した。

旧河道のうち2トレンチ、3トレンチは概ね3層による堆積をなしており、下層より砂礫層、黒灰色粘性砂質土層、青灰色粘質土層の順に堆積している。4トレンチはやや複雑な堆積がみられ、下層より小礫のみの砂礫層、大きな礫を含む砂礫層、砂層、黒灰色粘性砂質土層、青灰色粘質土層の順で、大きな礫を含む砂礫層には植物根が遺存しており、一時、濁水状態もしくは、河原になっていたことが認められる。遺物は、2トレンチ、3トレンチでは、砂礫層内と黒灰色粘性砂質土層内で、砂礫層より10世紀から13世紀にかけての土師器、黒色土器、緑釉、灰釉陶器、青磁、白磁等の輸入陶磁器の他、縄目たたきの平瓦、丸瓦、須恵器、縄文土器等が出土している。黒灰色粘性砂質土層からは、14世紀の黒色土器碗が1点出土した以外遺物の出土量は少ない。4トレンチでは、黒灰色粘性砂質土層と砂礫層の境で11世紀頃の回転台成形土師器皿、黒色土器碗等の出土をみるが、3トレンチに近い所で出土する以外、下流部ではほとんど遺物の包含が認められない。このように地点によって著しく遺物の包含する量が異なる。砂礫層内の11世紀から13世紀にかけての遺物のほとんどは、あまり摩滅しておらず、周辺遺跡から流出してきた可能性が高い。

2. 木製品について、出土状況と形状



第1図

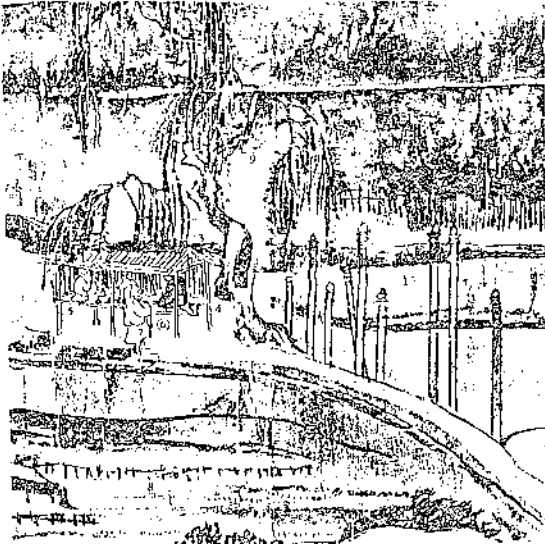
- ①守山川改修
大宮遺跡 五輪卒塔婆
- ②守山川改修
大宮遺跡 物忌札
- ③~⑥
草津川改修
北萱地区 B IV トレ
笹塔婆



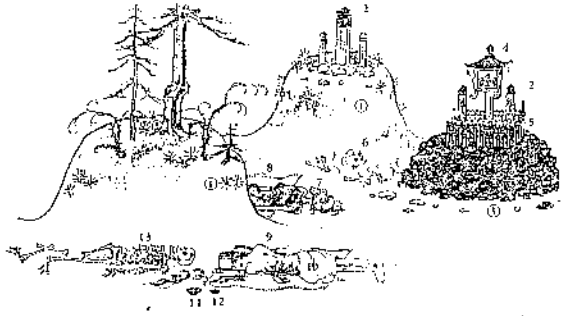
第2図-①「一遍聖絵」第7巻



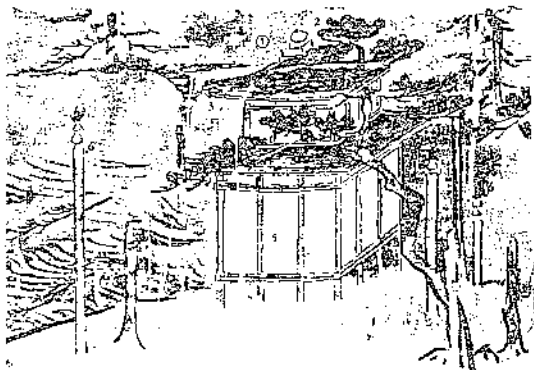
第2図-④「北野天神縁起」



第2図-②「一遍聖絵」第9巻



第2図-⑤「餓鬼草紙」



第2図-③「一遍聖絵」第12巻

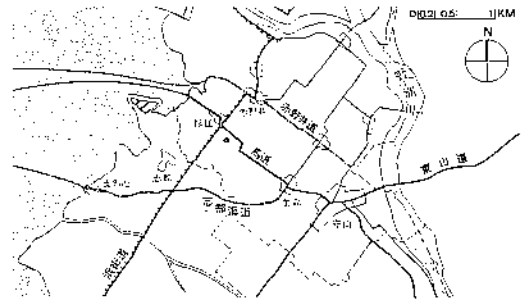


図1. 赤森・赤野井付近の古道
 (白川正太郎が「色川の道—寺内町の形成と展開」(『環境文化』56, 1983年、地井正敏執筆分)、図2、図4を改)

第2図-⑥金森・赤野井付近の古道

本稿で紹介する木製品については、すべて守山市教委が調査したトレンチの壁面の旧河道堆積土層より出土したもので、いずれも、増水時に壁面が崩落して、偶然にも出土した物である。

イ. 五輪卒塔婆 (第1図-①)

旧河道堆積土層の第2層黒灰色粘性砂質土層にあったものとみられる。実状は、暫定通水路増水後、遺物採集のため河道内を歩いていて発見したもので、正確な出土地点は不明である。山賀川の川幅が2m足らずで、しかもトレンチ上流部で、生活道路にかかる橋の状態からみて現在使用されていたものが流れてきたものとは考えがたい。兵庫県明石市中八木発見の明石原人の骨ではないが、出土地点不明のものが、いかに資料価値が低いものかを語る好資料?といえる。いずれにせよ、物が物だけに捨てるわけにはいかず、一樣、旧河道内出土遺物とした。長さ132cm、幅約8cm、厚さ約4cmで断面は長方形を呈する。基部末端は朽ちており、全長は不明である。材は、杉もしくはひのきとみられ、かなりふしのあるものを槍鉋等で成形している。五輪部は空輪が、8cm、風輪が、6cm、火輪が、7cm、水輪が、7cm、地輪は成形および風化状態からみて、約44cmとみられる。風、空輪部の一部が欠損している以外は比較的遺存状態は良好である。形状的にみると、地輪を除く上部の比率はだいたい同率であることがわかる。表面は、かなり風化しており墨書等の痕跡は不明である。各部の形状により14世紀末から15世紀頃にかけてのものとみられる。⁽²⁾

ロ. 物忌札 (第1図-②)

今回の調査区の下流部より出土したもので第3層の砂礫層と第2層の黒灰色粘性砂質土層の間にあり、ちょうど流木にひっかかった状態で検出された。長さ78.0cm、幅3.0cm、厚さ約1cmで、頭部を圭頭形に成形し、全面を槍鉋で、ていねいに削っている。頭部より「固物忌 急々如律令九九八十一、八九七十二」裏面に「固物忌」の墨書痕が残る。このうち「九九八十一」と「八九七十二」は並べてかき、「八九七十二」は逆向きに書いている。また裏面の「固物忌」の文字のうち「忌」の字は「心」が下に流れるようになり完結していない。墨痕はすでに消失しているが、門口で長期間さらされていたものとみられ、墨書部分が浮き出ており、遺存状態は良好である。時期は、周辺の同一層位の出土土器より11世紀から12世紀にかけてのものとみられる。

3. 他資料との比較検討

イ. 五輪卒塔婆

五輪卒塔婆について語る前に、若干中世の墓についてみてみる。現今、墓といえば、石塔がつきもので、特に都市部では土地不足から団地のように規格化した石塔が行列をつくり、揚句のはては某霊園の如き段々畑の墓地や、ビルの中に墓石が並ぶ始末である。宗教や信仰の自由と云ってしまえば、身も蓋もないが、墓石に何百万円もかけたり、抽選で墓地在り当たるとは、もはや墓は厳粛な靈魂の祭場という信仰から小市民の記念碑的存在へと成り下がったとしか言いようがない。

考古学の面で墓の変遷をみてみると、古くは縄文時代の屈葬、甕棺墓、弥生時代の方形周溝墓、古墳時代の古墳、横穴墓とたどれるが、どうも中央集権化が確立される奈良時代ぐらいから一般

庶民の墓がいか様のものかあやしくなる。中世では、一般に火葬墓とされている焼き場の跡を墓とみる者もいるが、焼き場と墓は別である。蔵骨器等に火葬骨を納めた墓地も県内で散見されるが、これも一般に広まっていたわけではなく極少数の集団の中でとどまっている。最近、近江町箕浦のほ場整備に伴う調査で15世紀末から16世紀初頭にかけての棺桶が検出されている。

中世の墓制について知り得るには、当時の絵巻物にみることができる。ここでは、『一遍聖絵』『餓鬼草紙』『北野天神縁起』を参考にしてみる。⁽⁴⁾『一遍聖絵』は正安元年(1229)の作とされている。卒塔婆の書かれているものは、第7巻の関寺前の納骨堂の五輪角柱卒塔婆、第9巻の岩清水八幡付近の川辺に立つ五輪角柱卒塔婆、第12巻の仏堂の五輪角柱卒塔婆がある。(第2図-①・②・③)概ねこれらに見られる五輪卒塔婆は一個人に限定されて構築されたものではなく、死霊全般に対する供養塔とみられる。個人墓の様相としては、『餓鬼草紙』(第2図-⑤)と『北野天神縁起』(第2図-④)がある。前者は藤原末期の作とされている。ここには卒塔婆の立つ墓が2種類みられる。土盛りした上の中央にやや太い三角頭二条刻線角柱卒塔婆⁽⁴⁾を立て、両脇に、やや小ぶりの同形の卒塔婆を配している。これには戒名らしきものが書かれている。その斜め前に石積み墓がみられ、一辺に20本ぐらゐの小型の卒塔婆をぎっしり立て並べて、中心の仏龕卒塔婆と2本の五輪角柱脇卒塔婆を囲んでいる。⁽⁴⁾これには脇持仏のようなものが彫られている。しかし、ここにあるような墓は、高貴な身分の人の墓であり、一般庶民は、その前にむしろの上に横たえられ、骨と化しているのが現状で、今日でいう、いわゆる死体遺棄である。この中で、特に注目されるのは、仏龕卒塔婆を囲む卒塔婆で、この種のものは「笹塔婆」、「千本笹塔婆」と呼ばれている。同様のものが奈良元興寺極楽坊の中世庶民信仰資料の中にある。県内でも、草津川改修に伴う発掘調査で北萱地区のBIVトレンチ出土の笹塔婆(第2図-③、⑤)が、大きさ、形状からみてこれにあたるのではないかとみられる。⁽⁵⁾『北野天神縁起』は、承久元年(1219)の作とされている。これには、三角頭二条刻線板卒塔婆が垣根状にめぐり、この中に切妻屋根の霊屋があるが、あるいは民俗学で分類している霊屋型殯と忌垣がセットになったものとみられる。⁽⁴⁾卒塔婆には、梵字(阿弥陀如来の種字)と六字名号が書かれている。この忌垣型殯の中で、卒塔婆49本を垣根状にめぐらせる四十九院型殯がある。ていねいなものは、兜卒内院の恒説華嚴院以下、常行律儀院までの四十九院と梵字を49本の卒塔婆垣の1本1本に書いたものがある。中世の卒塔婆の遺物としては、他に草津川改修に伴う北萱地区で、流れ灌頂に用いたものではないかとみられる笹塔婆(第2図-④⑥)がある。大宮遺跡出土の五輪角柱卒塔婆は、当初、四十九院型殯忌垣の1本かと考えたが、墨書が不明であることや、形状等からみて、いわゆる墓標として使用されたものと考えられる。一遍聖絵にある第2図-①、②といった要素で構築されたものではないかと考えられるが、今後の類似資料の増加を待ちたい。

ロ. 物忌札

物忌札は、不吉な出来事が予測される時、それを避けるため一定期間活動を謹慎したり、人が死んだ時に生じる穢を避け、遺体に取り付いた鬼を払うため外界に対して物忌の状態にあることを示すための札で、家の穢を他にひろげず、また穢れ弱った家、屋敷を護るという観念に基づいている。このような穢れの意識は特に平安時代以降顕著で、いわゆる悪霊、怨霊といった類が人

の生死をおびやかすといった思想と伴に根づいたものといえる。現在では、これ程大げさではないが、葬式の後、門口に貼る「忌中」の札が、これにあたり、百カ日の喪が開けるまで忌み慎み、祭礼にも参加しない等があげられる。墨書の文字の意味は、「固物忌」が固く物忌みするといった意味で、鬼よ去れの意をもつ呪句「急々如律令」を記し、その下の左右に、道教の九宮八十一神、八卦七十二星神でもって陰陽順逆相生相剋の理を表わす「九九八十一」と「八九七十二」を逆向きに小書きしている。文献資料等でも、たとえば、『大日本国法華経験記』下、第113話に「奥州の鷹取の男」の一話で、九死に一生を得た鷹取の男が「往きて我が宅に至るに死して七日に至りて、物忌の札を立て、門を閉じて人なし」とあるように、葬式後、物忌札を立てる例がみられる。

他の遺跡の出土例としては、奈良県元興寺境内遺跡土壌出土の正平7年(1352)から文安2年(1445)までの紀年のある6点を含む36点の物忌札が著名である。⁽⁶⁾また石川県添町遺跡の物忌札は、村落全体が物忌に服していることが記されている例として有名である。

大宮遺跡出土の物忌札は、内容そのものに何ら特徴的なことはないが、元興寺のものが、39cmであるのに対して、78cmと極めて長い物であることが指摘される。あるいは土中に突き指したのかと考えられる。

4. おわりに

簡単ではあるが、わずか2点の資料から、当時の山賀川上流地域の村落の様子、特に信仰面の一面がうかがえれば、幸いである。大宮遺跡周辺では、芦浦観音寺を始め、中世後半には、金森御坊を中心に一大寺内町を形成した金森が上流に位置する。芦浦との境には現在の草津市と守山市の境界にあたる境川が流れ、当時、この川を利用して水運が盛んであったとみられる。東山道から分かれる志那海道、馬道(第2図-⑥)といった主要道が、対岸の坂本に向けてあり、物流面の他、人の流れに対してもかなりの往来があったと考えられる。⁽⁷⁾その点からみても、中世における大宮遺跡周辺の様子を察することができると思う。今回あげた木製品2点は、県内でも極めて出土例の少ない好資料といえるが、今後、同様の遺物の出土があれば、混沌とした近江の中世の庶民の生活、村落景観が明らかにされる日も間近いものと思われる。

注

- (1) 『乙貞』第43号(守山市立埋蔵文化財センター 1989年)
- (2) 五輪卒塔婆に関しては兼康保明氏に御教授を得た。
- (3) 『新版絵巻物による、日本常民生活絵引』第1巻、第2巻(平凡社)
- (4) 五来重 「墓と供養」(『東方界』No.37, 42, 66 書林東方界 1967年)
- (5) 『草津川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査概報2』御倉・北萱地区(滋賀県教育委員会 財団法人滋賀県文化財保護協会 1987年)
- (6) 志田原重人「発掘された文字資料—木簡と呪符—」(『古代史復元10、古代から中世へ』講談社 1990年)
- (7) 高橋昌明「民衆の「城」—近江の自治都市金ヶ森—」(『滋賀県中世城郭分布調査3』滋賀県教育委員会他 1985年)

編集後記

本年度は協会設立20周年。これに伴う展示会や記念誌の発行等色々な事業を実施した。本号も20周年を祝う意味で、職員全員の投稿を呼びかけたところ、ほぼ全員の27名の参加を得、発刊することができた。紀要の充実はみんなの頑張りによるところが大で、次号以降も編集者を悩ませるほどの投稿を期待したい。

平成2年12月

紀 要 第 4 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241